

令和5年9月29日

兼業を行う上での注意点 —利益相反マネジメントの観点から—

産学連携・研究推進機構
利益相反アドバイザー
久保 貞夫
(産学連携・研究支援課)

令和5年8月23日付の学長通知「県立大学の信頼確保と厳正な規律の保持について」の「2.企業等への対応」で教職員が注意すべき点として、入札情報管理、接待、利益相反、兼業の4つが挙げられている。うち「兼業」を行う教職員は、利益相反マネジメントの観点から以下の点に留意いただきたい。

●教員の兼業とは

教員の兼業は、専門的知識による社会貢献の一つであると考えられ、社会的な意義を有するが、学外の企業又は団体のために学外で行われる活動であり、教員の本来の職務とは区別される私的活動(それゆえ、大学から支払われる給与とは別に、企業等から報酬が支払われることがあり得る)。産学連携活動の中では、個人の利益相反と責務相反のリスクが高い。

[参考] 利益相反=狭義の利益相反(個人、大学) & 広義の利益相反(責務相反)

●当学の規程「兵庫県公立大学法人教職員兼業規程」のポイント

(対象の教員)

兵庫県公立大学法人に勤務する教授、准教授、講師、助教及び助手の職にある者。

特任、非常勤等は対象外。

(兼業の種類)

報酬の有無に関わらず以下のような活動を兼業という。

- ①役員等兼業(営利企業の役員あるいは役員に準じる職を兼ねる (※1))
- ②営利企業兼業(研究開発、技術指導、非常勤講師など)
- ③自営兼業(家業継承など)
- ④非営利企業兼業(営利企業以外の事業の職を兼ねる、事業に従事する)

(※1) 就任前後2年間に当該企業との特別な利害関係がないこと

(物品購入・工事請負等の契約関係、検査・監査等の監督関係、許可・認可等の権限行使関係)

(兼業申請)

法人の許可なしに兼業を行ってはならない。兼業に従事しようとする場合は、部局長等を通じて理事長に申請すること(※2)。

(※2) 1日だけの短期兼業(講演会の講師など)は申請不要とする大学もあるが、当学は必要。

(従事時間)

兼業は原則として所定勤務時間外に行う。理事長の許可があれば所定勤務時間内も可。

(許可期間)

原則として1年以内。更新は可能。

●利益相反上の注意点

(1)責務相反

兼業が大学での本来の業務(教育・研究・社会貢献活動・その他大学運営等に関する業務)に支障を及ぼすようであれば広義の意味の利益相反(責務相反)となる。

例えば、兼業によって講義の日程を変更したり、大学の重要な会議を欠席したりしないこと。

(2)兼業先との共同研究、兼業先からの物品購入等

このケースは特に注意が必要。兼業としての立場が、共同研究の契約、物品購入契約等に影響を与える(与えているとみられる)リスクがある。営利企業の役員を兼業している場合は、企業側の共同研究契約に関する意思決定からは外れる、物品購入においては部局内の機種選定委員会に関与しない(退任後も2年間)など、手続きの透明性を確保する必要がある。

逆に、既に共同研究している企業と兼業契約(役員に限らない)をして個人的な利益を得ることは、避けた方が望ましい。兼業ではなく学術相談など(大学の利益)で対応できないかを検討すべき。

(3)研究兼業

研究の成果としての知的財産の帰属を明確にするために毎日の研究結果のエビデンス(研究ノート)を残しながら、大学と兼業先の間の業務の切り分けをしていくことが必要。教員自身が関与する大学発ベンチャーとの研究兼業は特に注意が必要。

(4)原稿執筆

研究成果をとりまとめ書籍を出版することは、大学教員としての本務であり、兼業にはならない。また書籍の著作権は教員本人に帰属するので、印税を受け取ることも問題ない(個人的な収入が100万円を超える場合は自己申告)。

ただし、依頼元の職務として行う(ある会社の依頼に基づいて同社発行の雑誌に掲載するために執筆する)場合は、兼業申請が必要。

以上